



循社第 4 2 8 号

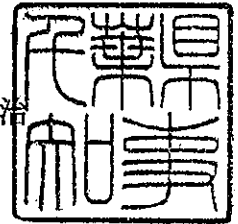
千葉県環境審議会 様

千葉県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、千葉県廃棄物処理計画を策定する必要があるため、同条第 3 項の規定により下記のことについて諮問します。

令和 2 年 1 0 月 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

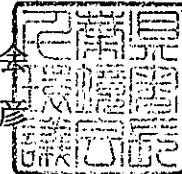
千葉県廃棄物処理計画について

環 第 3 6 7 号  
千 環 審 第 5 号  
令和 2 年 1 0 月 1 5 日

千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 宮脇 健太郎 様

千葉県環境審議会  
会長 近藤 昭彦



審議事項の部会への付議について

令和 2 年 1 0 月 6 日 付け 循 社 第 4 2 8 号 で 千 葉 県 知 事 か ら 諮 問 の あ っ た 下 記 事 項 に つ い て 、 千 葉 県 環 境 審 議 会 運 営 規 程 第 5 条 の 規 定 に よ り 、 貴 部 会 に 付 議 し ま す 。

記

千葉県廃棄物処理計画の策定について